

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県人事委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 8 日

茨城県監査委員	川 津	隆
同	戸井田	和 之
同	澤 田	勝
同	羽 生	健 志

(注意事項)

監査実施機関名 福祉政策課	監査実施年月日 令和5年8月1日
<p>○監査の結果</p> <p>1 重層的支援体制整備事業に係る県補助金について、内部統制が機能せず、令和4年度予算に編入していなかったこと、及び、補助金に係る交付要綱の制定から交付決定を経て額の確定に至る一連の事務が遅延していたことは適切でない。</p> <p>2 生活保護の医療扶助に係る診療報酬の過誤調整事務手続において、内部統制が機能せず、誤請求をした医療機関からの申し出を受けた際に、約3年にわたり社会保険診療報酬支払基金に対する調整事務を怠っていたことは適切でない。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>1 国の新規事業等で複数課にまたがる事業の実施に当たっては、事前の連絡調整を十分に行い、中心となる課を部内で共有するとともに、関係課間及び課内で国や市町村の情報を十分共有し、組織全体で対応できる体制を整えることとした。</p> <p>2 文書を適切に受け付けるとともに、文書の受付から処理が完結するまでの一連の流れについて管理表を作成し、事務進捗の「見える化」を図るとともに、事業担当のほか副参事、課長補佐（総括）、業務課長補佐の複数名で進捗管理を行う体制を整えた。</p> <p>さらに、業務が担当者に集中した場合は、事務分担を柔軟に見直すとともに、課内で応援体制を敷くなど、事務処理の遅延を招かない体制を整えることとした。</p>	
監査実施機関名 障害福祉課	監査実施年月日 令和5年8月17日
<p>○監査の結果</p> <p>県立あすなろの郷屋外トイレ・作業小屋・東屋解体工事について、内部統制が機能せず、設計額を明確にしないままに工事執行伺いを行っていたことは適切でない。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>予定価格の積算根拠の有無、参考見積書の聴取時期、入札方法の適否、最低制限価格の設定の有無等を確認する「工事入札等に係るチェックシート」を作成することで、予定価格に係る積算根拠を明確にし、入札契約事務を適正に執行する。</p> <p>また、入札契約事務に限らず、事業担当のほか課長、課長補佐（総括）、業務課長補佐、経理担当など複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。</p>	

監査実施機関名 県西水道事務所	監査実施年月日 令和5年7月10日
○監査の結果 処分した固定資産について、内部統制が機能せず、昨年度に引き続き、本局に処分報告書を提出しなかったことにより貸借対照表の固定資産計上額に過誤があったことは適切でない。	
○措置状況 事業担当者と総務課担当者の連携不足及び知識不足が固定資産の除却漏れが発生した原因であるため、事業進捗状況や資産情報について事務所内での情報共有及び連携を徹底することとした。そのため、令和4年度から本局が作成し事務所に配布されることとなった「除却対象資産管理表」を活用して総務課が中心となり総務課以外の職員とも連携して確認作業を行うこととした。 また、令和5年7月31日に初めて行われた「固定資産管理研修会」に総務課以外の職員も含め参加し固定資産の知識を習得して、除却手続きにあたっては「除却手続事務処理フロー」に沿って複数職員で確認しながら手続きを行うこととした。	
監査実施機関名 県立こころの医療センター	監査実施年月日 令和5年8月17日
○監査の結果 看護局eラーニング研修受講契約について、内部統制が機能せず、正当な理由が無く一者随意契約としたほか、事務手続等に多数の不備があったことは適切でない。	
○措置状況 事業担当者が、契約事務処理を行う際の手続を十分に認識していなかったことや、総務課員及び経理課員のチェック体制が不十分であったことが原因であり、事業担当者に対し、注意喚起を行うとともに、検査員の任命や履行確認検査の実施等の改善を行った。 また、事業担当者が、会計規程等を十分に理解し、適切な事務処理を行なえるように入札等の事務に関するチェックリストを作成するとともに、次長等監督者が中心となり、契約事務を行うに当たっては、総務、経理担当者など複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めることとした。	
監査実施機関名 人事委員会事務局	監査実施年月日 令和5年8月3日
○監査の結果 茨城県職員採用試験に係る基礎能力検査採点業務委託について、内部統制が機能せず、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当する契約でないにもかかわらず、長期継続契約を締結していたことは適切でない。	
○措置状況 本事業については、長期継続契約を採用したところであるが、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定を精査すると、業務の内容及び性格上、長期継続契約に該当する契約ではなかったとの指摘を受けたところである。 この背景には、契約にあたり、関係課への意見を聞く際、双方への説明及び確認行為が不十分であったことが考えられるため、今後関係課との調整を行う場合は、文書による共有を適切に行い、適正な方法で事業を実施する。 このようなことから、当該事業は、長期継続契約に該当しない業務であるため、契約方法については、次年度は単年度契約で対応することとし、今後も適正な契約締結を行うこととする。	